

## 第 616 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 1 月 5 (金) 午後 4 時 00 分から午後 4 時 40 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員 (12 人)

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩	4	川口 寛市
5	稲村 耕一	6	大塚 和行			8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎						

4 欠席委員 (2 人)

7	渡邊 和巳	14	鈴木 伸江				-
-	-	-	-	-	-	-	-

5 事務局職員 (4 人)

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

専決処分報告について

第 616 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 4 時 00 分</p> <p>皆様こんにちは。本日の会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 616 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして本日の出席状況ですが、委員 12 名の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さん明けましておめでとうございます。本日は早速開会します。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 616 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。1 番 鈴木昇委員、2 番 澤邊委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p><b>【議案第 1 号】</b></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番について、担当委員の現地調査及び説明を、4 番 川口委員、お願いします。</p>
川口委員	<p>議案第 1 号 1 番について、申請地を 12 月 31 日に確認しましたので</p>

議長	<p>説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。旧竹岡小学校より北の方向 300m付近に位置する農地で、休耕中の状態となっております。</p> <p>義務者は、市外に転出したことから、空き家になった住家と隣接する農地を売却しようとするものであります。権利者は、購入した住家へ転居し隣接している農地を購入、露地野菜を栽培する計画であります。以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの川口委員の説明に補足をさせていただきます。権利者は、現在借家で暮らしている者であります。空き家となっていた住家並びに隣接の畑を購入、露地野菜を栽培し自家消費する目的のための申請であります。今まで、農業経験はなく書籍やインターネット等で知識、技術を取得し、兄からの作業支援を受けながら耕作を行っていく計画となっております。耕作面積が少ないことから、農作業は手作業とし将来農機具を購入したいとの考えです。申請地は、農振農用地区域外農地 66 m<sup>2</sup>、耕作面積 0 m<sup>2</sup>、従農数は、臨時的に手伝ってくれる兄を含め 2 名であります。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 1 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第 1 号 1 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 2 番について、担当委員の現地調査及び説明を、13 番 小柴委員、お願いします。</p>
小柴委員	<p>議案第 1 号 2 番について、申請地を 1 月 4 日に確認しましたので説</p>

	<p>明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。環小学校より南東の方向 400m付近に位置する農地です。</p> <p>権利者は、自作地に隣接し耕作が便利である申請地を規模拡大を目的とする、売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、水稲の栽培を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、申請地が自宅から離れており、耕作に負担を感じ、又後継者も不在なこともあり、今回、規模拡大を考えていた権利者より購入の申し込みがあったことから受諾し、本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 1,279 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積は 2万 9,066 m<sup>2</sup>、農作業歴 31 年、従農数 3 名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声) 「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第 1 号 2 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 3 番について、担当委員の現地調査及び説明を、2 番 澤邊委員、お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第 1 号 3 番について、申請地を本日確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。佐貫小学校より南の方向 600m付近に位置する農地であります。国道 127 号から少し入ったところです。</p> <p>申請地は、現在休耕地となっておりますが、権利者の自宅の前に所</p>

議長	<p>在し、自作地にも隣接し耕作に便利なことから、規模拡大を目的とした売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、柿・みかん等の果樹栽培を行う予定であります。以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、労働力不足により規模縮小のため売却するものであり、権利者は、自宅の前で自作地にも隣接している農地を規模拡大のため取得しようとする申請であります。申請地は、農振農用地区域内農地 1,609 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積は 6,892 m<sup>2</sup>、農作業歴 60 年、従農数 2 名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第 1 号 3 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 4 番 5 番ですが、こちらは権利者及び地区が同一でありますので、一括で審議し、個別に採決したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。（声：異議なし）</p> <p>それでは異議なしということで、一括で審議し、個別の採決といたします。では議案第 1 号 4 番 5 番について、担当委員の現地調査及び説明を、5 番 稲村委員、お願いします。</p>
稲村委員	<p>議案第 1 号 4 番 5 番について、申請地を 12 月 31 日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。飯野小学校より北東の方向 400m 付近に位置し、周辺は水田が広がる</p>

	<p>耕作条件の良い場所であります。</p> <p>4番5番とも後継者不在による労働力不足により権利者へ耕作をお願いしておりました。今後も自作することが難しいことから、権利者へ売却するため所有権移転の申請を行うものであります。営農計画は水稻の栽培を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足をさせていただきます。4番5番の申請とも、義務者は相続で取得した農地であります。高齢となり、後継者も不在なことから労働力が不足し、権利者に耕作をお願いしてきました。申請地は、権利者の自宅に近く、又自作地にも近く耕作に便利であることから義務者からの申出を受諾し、規模拡大を目的とした売買による所有権移転の申請であります。申請地は、農振農用地区域内農地合計4筆3,613㎡、権利者の耕作面積16,470㎡、農作業歴46年、従農数3名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り、個別の採決に入ります。</p> <p>まず、議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号4番は承認されました。</p> <p>続いて、議案第1号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号5番は承認されました。</p> <p><b>【議案第2号】</b></p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」</p>
議長	

<p>平野委員</p>	<p>を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番について、こちらの担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p> <p>議案第2号1番について、申請地を1月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。君津商業高校より北西の方向約300mに位置する農地であります。</p> <p>現在、権利者が居住している住宅が老朽化してきているため、現住居に近く、陽当たりのいい申請地に新築の住宅を建てるため、農地転用申請をすることとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水は市営水道より引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝に排水します。雨水については雨水浸透枳により敷地内処理をします。資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。専用住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号6番は承認されました。</p> <p><b>【議案第3号】</b></p>

議長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、11番森田委員、お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第3号1番について、申請地を12月29日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津小学校より南東の方向約750mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、高齢のため所有農地の耕作、維持管理を継続することが困難になり、また、権利者にとって本件土地が太陽光発電施設に転用するにあたって陽当たりや面積などの好条件であったことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第3号1番は承認されました。</p>

議長	<p>次に、議案第3号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、こちら11番 森田委員 お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第3号2番について、申請地を12月29日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津公民館より東の方向約800mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、高齢となり耕作の継続が難しいことから、農地縮小を考慮し、周辺に建物が無く陽当たりが良い、本件土地を太陽光発電施設として利用することで譲受人と話がまとまったため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第3号2番は承認されました。</p>

議長	<p>次に、議案第3号3番4番についてですが、こちらは権利者及び地区が同一であり、隣接する農地でありますので、一括で審議し、個別に採決したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。（声：異議なし）それでは異議なしということで、一括で審議し、個別の採決といたします。</p> <p>それでは議案第3号3番4番について、担当委員の現地調査及び説明を、これも11番 森田委員、お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第3号3番並びに4番について、申請地を12月29日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津公民館より東の方向約650mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、いずれも、申請地を相続して以来耕作を行っておらず、次の代でも農地としての活用見込みがないこと、現状においても管理が難しくなっていることから、土地の有効活用を思案していたところ、事業拡大を目的として太陽光発電施設用地を探していた譲受人と利害が一致したことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り、個別の採決に入ります。</p> <p>まず、議案第3号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号3番は承認されました。</p> <p>続いて、議案第3号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号4番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号5番6番について、こちらは権利者及び地区が同一であり、隣接する農地でありますので、一括で審議し、個別に採決したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。（声：異議なし）</p> <p>異議なしということで、一括で審議し、個別の採決といたします。</p> <p>それでは議案第3号5番6番の担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第3号5番並びに6番について、申請地を本日確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。大貫小学校より南の方向約300mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、いずれも耕作を行っておらず、また今後耕作の予定も無く、前後周辺が太陽光発電施設になっていたことから、発電の条件として良好な申請地を太陽光発電施設として所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑</p>

<p>議長</p>	<p>排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、個別の採決に入ります。</p> <p>まず、議案第3号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号5番は承認されました。</p> <p>続いて、議案第3号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号6番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第3号7番8番について、こちらも権利者及び地区が同一であり、3筆ずつのそれぞれが隣接する農地でありますので、一括で審議し、個別に採決したいと思います。ご異議ありませんでしょうか。（声：異議なし）</p> <p>異議なしということで、一括で審議し、個別の採決といたします。</p> <p>それでは議案第3号7番8番の現地調査及び説明を、2番澤邊委員、お願いいたします。</p>
<p>澤邊委員</p>	<p>議案第3号7番並びに8番について、申請地を本日確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。旧佐貫中学校より東の方向約1.7kmに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、いずれも耕作を行っておらず、また今後耕作の予定も無く、周辺が太陽光発電施設になっていたことから、発電の条件として良好な申請地を太陽光発電施設として所有権移転を伴う転用申請を</p>

	<p>するものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題は ありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。農地区分 に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い 農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行 い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑 排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金につい ては、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確 認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一 般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございま すか。(なし声) 「質疑なし」ということでもありますので、個別の採 決に入ります。</p> <p>まず、議案第3号7番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求め ます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号7番は承認されました。</p> <p>続いて、議案第3号8番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求 めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号8番は承認されました。</p>
議長	<p>では次に、議案第3号9番について、担当委員の現地調査及び説明 を、これも2番 澤邊委員 お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第3号9番について、申請地を本日確認しましたので、説明い たします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富 津中央インターチェンジより東の方向約 1km に位置する農地であり</p>

	<p>ます。通称佐貫鹿野山線の途中の所です。</p> <p>申請地は、隣接土地ほか3筆とともに令和5年9月4日付で植林用地として農地法第5条許可がされましたが、元の所有者である譲受人が住宅進入路として現在も本件土地を使用する必要があることから、植林用地としての本件土地2筆での転用申請は本来誤りであったため、前回許可の所有権移転登記を抹消し、本申請にて元の所有者に土地を戻すこととなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局、詳しく補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。この2筆については、前回植林用地として許可済みですが、植林用地ではない箇所も許可申請してしまったので、登記を抹消し、本許可申請で元の所有者に戻すための申請です。通路用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号9番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第3号9番は承認されました。</p>

議長	次に、議案第3号10番について、担当委員の現地調査及び説明を10番 佐久間委員 お願いします。
佐久間委員	<p>議案第3号10番について申請地を月日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。旧環南小学校より南の方向約3.8kmに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、農地の売却を希望していたところ、本件土地が日照条件や必要面積を満たしていることから譲受人との太陽光発電施設への転用の話がまとまり、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p> <p>確認ですが、この地域は砂防指定地域でして、現地は4枚の田で面積も2000㎡を超えていますが、土地の掘削などでの必要な許可の進捗、また農地転用許可との関係はどうなっているのでしょうか、説明をお願いします。</p>
議長	担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。
事務局（樋口）	<p>ただいまの佐久間委員の説明に補足させていただきます。砂防地域指定の関係については、現在申請者が手続き中となっています。そちらの許可と同時にしくはそちらの許可後に、農地転用許可を出すこととなります。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号10番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第3号10番は承認されました。</p> <p><b>【専決処分報告について】</b></p>
議長	<p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第4条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番が専用住宅とするもので、面積は215㎡、2番が長屋住宅とするもので、こちらは大字を■■■■でなく「■■■■」に訂正をお願いいたします。■■■■他4筆で、面積が合計1401㎡です。</p> <p>また、農地法第5条第1項第6号の規定による届け出でございますが、1番から3番までと5番が専用住宅として所有権移転するもので、面積は1番が計522㎡、2番が54㎡、3番が566㎡、5番が計317㎡です。4番は駐車場として所有権移転するもので、面積は504㎡です。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。(なし)</p> <p>事務局何かありますか。(なし)</p>
会長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、2月5日月曜日、場所は401会議室で午後1時30分から開催いたします。</p>

	閉会 午後 4 時 40 分
--	----------------